

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月9日に国会に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について、4月2日、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われていた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理、④破綻金融機関の処理に係る資金の使用状況などである。

質疑では、主に不良債権への対応に関する議論が集中した。その中で、大手行の中間期の不良債権処理額が当初計画の3倍になっており、計画を厳密にする必要があるとの指摘に対し、過去の例からみると、年度末の処理額が大きくなるが、不良債権の処理を急ぐという前向きな方向に進むということであれば評価に値するとの見解が政府より示された。

また、金融機関の自己資本比率の改善や不良債権の最終処理を促進するという観点から、公的資金注入の可能性が論点となったが、柳澤金融担当大臣から、日本の金融機関全般が過少資本に陥るというような事態になれば、金融危機対応の勘定が発動されるが、一行だけが過少資本となってもそれは早期是正措置で対応すべきであるとの答弁があった。

さらに、中小企業への影響や金融機関の資産査定の問題等について多岐にわたる議論が行われた。

一方、生保数社の相次ぐ破綻を受け、保険会社の健全化基準としてのソルベンシーマージン比率の妥当性が問われたが、柳澤金融担当大臣から、ソルベンシーマージン比率は一保険会社について時系列的に比較する意味はあるが、他社と比較するものではないとの答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年4月2日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、宮澤財務大臣、村井内閣府副大臣、若林財務副大臣、遠藤総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口泰君に対し質疑を行った。

○平成13年6月27日（水）（第3回）

- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。